

第34回京都市食の安全安心推進審議会

1 開催日時

令和3年12月20日（月） 午後2時から午後3時30分まで

2 開催場所

京都市役所 本庁舎1階 第1会議室

3 出席者（敬称略）

委員11人，事務局8人

会長 宮川 恒

副会長 山本 芳華

委員 浅野 麻衣（WEB参加）

〃 今井 良祐（WEB参加）

〃 大谷 和美

〃 川瀬 和栄

〃 後藤 直正

〃 高松 令子

〃 堀部 勝也

〃 山本 隆英

〃 吉田 富美

保健福祉局医療衛生担当局長

医務担当局長，京都市保健所長

医療衛生推進室長

医療衛生センター長

〃 医療衛生推進室医療衛生企画課食品安全担当課長

〃 食品安全係長

〃 食品安全担当

〃 食品安全担当

安部 康則

池田 雄史

志摩 裕丈

南 秀明

篠崎 史義

野村 剛

大久保 沙織

宮村 健吾

4 次第

(1) 開会

(2) 京都市挨拶

(3) 報告

ア 最近の食の安全安心施策の取組状況について

イ 令和4年度京都市食品衛生監視指導計画（素案）について

(4) 閉会

5 会議録

(1) 最近の食の安全安心施策の取組状況について

資料1により事務局から説明を行い，以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

コロナ禍において，家庭や店舗等でもアルコール消毒液が広く普及したように思う。しかし，ノロウイルス等の感染性胃腸炎には，アルコール消毒は効果が薄く，手洗いが有効であることについて，行政からしっかりと普及啓発していただきたい。

また、高病原性鳥インフルエンザに関して、人に対する病原性や感染性はないとのことだが、発生した地域では全羽処分とする等、防疫措置等はかなり大がかりなものであるように見受けられる。ああいった措置は何故必要なのか、今一度整理して教えていただきたい。

●事務局

高病原性鳥インフルエンザの「高病原性」とは、鳥に対する病原性が高いという意味であり、人に対するものではない。また、人への感染性も、基本的には感染した鳥等と濃厚な接触があった場合に限られており、日常生活において鳥から人へ感染することは稀である。ただし、人への感染が成立した場合に、感染した人の体内で鳥インフルエンザウイルスが人から人への感染性をもつウイルスに変異することはあり得る。また、鳥から鳥へは容易に感染が成立し、致死率も高いことから、発生した農場では他への感染拡大防止のため、ああいった措置をとる。

○委員

鳥への感染力は高いとのことだが、身近にいるカラスなどの野鳥には感染しないのか？

●事務局

カラスなどの野鳥にも感染するが、野鳥は比較的抵抗力が強いと言われている。そのため、野鳥から飼育下の鳥へ感染が広がらないよう、養鶏場などでは必要な防疫策をとっている。

○委員

リスクコミュニケーションの推進について、時節柄、対面式のイベントが開催できないことは仕方がないと思う。オンラインや動画等により実施することについては問題ないが、視聴されなければ意味がない。公開した動画等へ上手く誘導できるような工夫も必要と思われる。

○委員

カンピロバクター食中毒の予防啓発動画については、非常に良いものを作成いただいたと思う。本学でもリスクコミュニケーションに関する講義を行っており、教材として使用することも検討している。より多くの市民の目に留まりやすいよう、リンクページの紹介を効果的に行っていただきたい。

●事務局

承知した。

○委員

本年は食品衛生法が改正され、諸々の制度が大きく変化した最初の年であったが、行政として取組状況をどう評価するか。

●事務局

法改正により、食品等事業者に対しHACCPの実施が義務化された。事業者へは令和2年度中にも郵送周知を実施したところであるが、市内全ての事業所へ一斉に立入り調査を行うことは困難であるため、許可継続時等に順次調査を行うこととしている。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、食品衛生監視員もコロナ対策への応援職員として駆り出されることもままあったため、中々思うように調査を進めることが困難でもあった。現在のように、流行状況が落ち着いている間に挽回できるよう、努力してまいりたい。

(2) 令和4年度京都市食品衛生監視指導計画（素案）について

資料2について事務局から説明を行い、以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

事務局からの説明及び今後の取組に関して、御意見等はないか。

○委員

計画全体については、重複する図や表の削除等により、見やすくなって良いと思う。図表を末尾に参考資料として付したとのことだが、本文中の内容を確認するのに、どの図表を見れば詳細がわかりやすいのか、「参照 別紙〇〇」等と本文に追記すればより分かりやすくなると思う。

●事務局

承知した。

○委員

HACCPの義務化に伴い、事業者による自主衛生管理を推進することで、行政検査としての取去数を減少させることについては、コスト削減という観点からも理に適っていると思われる。自主回収届出制度については、法改正により全国統一の制度として整備されたとのことだが、これまで京都市で行っていた制度からはスムーズに移行できているのか？

●事務局

法改正により、事業者は自主回収を行った場合、行政への届出が義務付けられたことで、事業者からの相談は増えたように思う。また、これまで書面で受け付けていた自主回収着手届出等が、法改正により電子申請でも受け付けられることとなったことも、事業者にとって利便性が向上したと思われる。

○委員

令和4年4月1日より、全ての加工食品について原料原産地表示が義務化されると思うが、その件について行政として具体的な対策は本計画に記載されているのか。

●事務局

原料原産地表示に係る相談窓口としては、品質表示事項を所管する部局が担当することとなる。食品表示法に基づく表示の監視指導は、本計画にも記載のとおり通年監視することとしており、原料原産地表示の確認を重点とした監視計画は特に設けていない。しかし、もし違反等を発見した場合には、担当部局と連携しつつしっかりと対応を行うこととしている。

○委員

対策について、主管は別の部局とのことだが、具体的な表現を本計画へ盛り込む方が良いように思う。今後のパブリックコメントでの意見等も踏まえ、検討していただきたい。

●事務局

承知した。

(3) その他、食の安全安心に係る議題や質問等について

○委員

本日の議題とは別に、何かこの場で話し合いたいことや、本日の議事全体を通じて御質問等はないか。

○委員

鳥インフルエンザについて冒頭で説明いただいたが、豚コレラ（豚熱）について市内の発生状況や対策等はいかがか。隣県の滋賀県では、比較的発生が多いと聞いているが。

●事務局

京都市を含めた京都府下の養豚場では今のところ豚熱の発生は確認されていない。なお、本市と畜場では搬入された全ての豚についてと畜検査を実施しており、万が一豚熱に感染した個体が搬入されても、食肉として出荷されることはない。

○委員

滋賀県では農場でも発生があったと聞いている。震源地とされている岐阜県と陸続きであるため、野生のイノシシを介して広がっているのだろうと考えられている。野外でのワクチン散布も耳にすることが多く、身近な問題として認識している。

●事務局

本市においても、京都府主導のもと、野生イノシシへの経口ワクチンの散布は行っている。御指摘のとおり、野生イノシシから農場へ感染が広がることが懸念されているため、適切な防疫措置が重要と考える。

○委員

鳥インフルエンザや豚熱対策について、所管はまた別の部局となるのか？

●事務局

対策は農林水産部局が所管となるが、当課においては感染した個体が食品として流通しないよう、と畜検査や事業者への啓発等を通じて監視を行っている。

(以上)